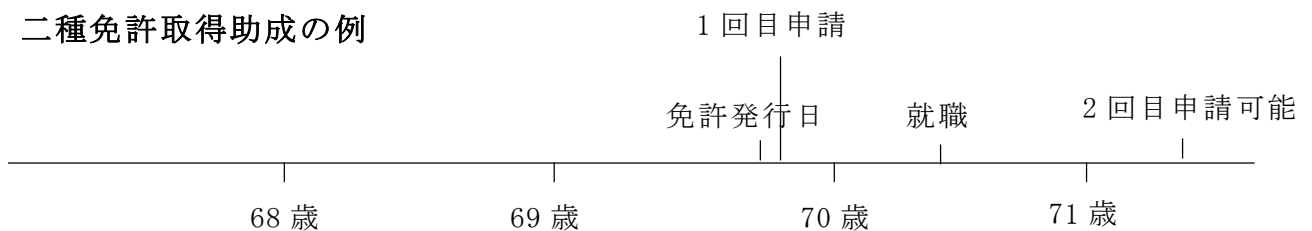


1 対象について

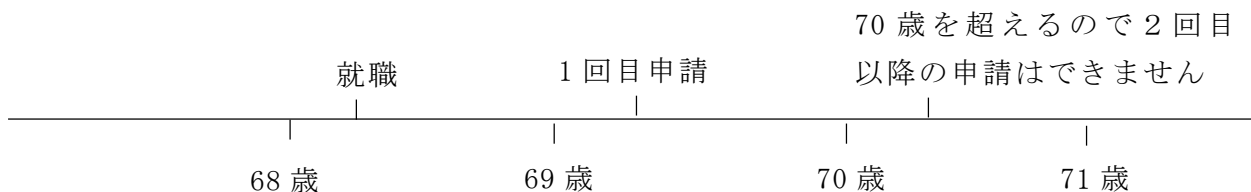
Q 令和 6 年 5 月 1 日に第二種免許を取得した際 69 歳だった。6 か月後に市内のバス事業者[※]に運転士として就職したが、その時点で 70 歳になった。助成金を申請することはできるか。

A 申請は可能です。免許発行日が 70 歳の誕生日以前であれば、その後の助成金について 70 歳を超えても申請可能です。なお、就職奨励金については、申請時に 70 歳を超えると申請はできません。

二種免許取得助成の例



就職奨励金の例



Q 大型第二種免許と普通第二種免許を同時期に取得した場合、両方の免許の経費が助成対象となるか。

A どちらか片方の第二種免許のみ対象となります。

Q 大型第二種免許を取得するために中型免許の取得が必須であった。中型免許の取得にかかる経費は助成対象となるか。

A 対象となります。ただし、大型第二種免許の発行日から遡って 1 年以内に支払ったものが対象となります。(領収書などが必要になります)

Q 自動車学校に行かず、直接免許センターに行き試験を受けて大型第二種免許を取得した。取得にかかった経費は対象となるか。

A 対象となりません。令和 6 年 4 月 1 日以降に自動車学校に入校し取得した第二種免許の経費が対象となります。

Q 普通第二種免許を取得するため広島自動車学校に通った。交通費は助成の対象となるか。

A 対象となりません。大型第二種免許を取得した場合に限り、交通費として助成対象経費に2万円を加算することができます。

Q 大型第二種免許を取得した際、交通費を助成対象経費に加算する際、高速代などの領収書は必要か。

A 必要ありません。

2. 従事期間について

Q 従事期間とは実際に勤務した日数のことをいうか。

A 従事期間は交通事業者に雇用されている期間をいいます。1か月の勤務日数が10日でも、交通事業者に20日以上雇用されていれば、従事期間1か月と算定します。

Q 令和6年4月16日に市内のバス事業者に運転士として就職し、就職後は継続して運転士として従事している。従事期間が12か月経過後に助成金が申請できるようになっているが、いつ申請したらよいか。

A 翌年の5月1日から申請することが可能です。当制度では従事期間を算定するにあたり、ひと月に20日以上運転士として従事していない月は、1か月と算定しないため、就職した月の4月は算定されません。よって5月からが当制度での従事期間となります。

4月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

4月は15日しか従事していないため、1か月に算定しない。

5月

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

5月は31日運転士として従事しているため、1か月に算定する。

Q 令和6年4月1日に市内バス事業者に運転士として就職し、約6か月後（10月10日）にバス運転士をやめた。3日後（10月13日）に再度、市内バス事業者に運転士として就職した。その後継続して運転士として従事していれば助成金の申請は可能か。また、助成金の申請ができる場合、いつ申請できるか。

A 申請可能です。転職した場合でも、30 日以上連続して運転士として従事していない期間がなければ従事期間を引き継ぐことが可能です。この例では、10 月は 20 日以上運転士として従事していることになるため、10 月も 1 か月として算定します。助成金の申請は令和 7 年 4 月 1 日から申請できます。

10 月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

10 月は 29 日運転士として従事しているため、1 か月に算定する。

11 月

			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

11 月は 30 日運転士として従事しているため、1 か月に算定する。

Q 市内のバス事業者で事務員として令和 6 年 4 月 30 日まで従事していた、第二種運転免許を取得し、令和 6 年 5 月 1 日から同じバス事業者で運転士として従事することになったが対象となるか。

A 対象となります。新たに運転士として働き始める日から遡って 1 年以内に運転士として従事していないため、対象となります。

Q 市内のバス事業者に運転士として就職して 1 年 7 か月目に運転士をやめた。3 か月後に再度市内のバス事業者に運転士として就職した。新しい職場で運転士として 12 か月従事することで助成金の申請することは可能か。

A 申請はできません。30 日以上連続して運転士として従事していない期間が発生した場合は、その後の奨励金の申請資格は喪失となります。

Q 市内のバス事業者に運転士として就職して 1 年 7 か月目に病気によって休職した。5 か月後に再度市内のバス事業者に運転士として復職したが、今後助成金の申請することはできないか。

A 診断書などで休職期間を証明することができれば申請することができます。また、従事期間の日数も引き継ぐことができます。ただし、休職期間中は従事期間に含めません。なお、休職期間として認められるのは 1 年間を限度とします。

3. その他

Q 免許証に第二種免許の取得日が記載されていない場合どうしたらよいか。

A 第二種免許取得日が確認できない場合「運転経歴証明書」の提出を求める場合があります。警察署で発行をお願いします。

